

(第1面)

## 産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和4年6月20日

札幌市長 様

提出者

住 所 札幌市東区苗穂町1丁目2番1号

北海道太平洋生コン株式会社

氏 名 代表取締役 井町 孝彦

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 731-1101

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、元年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	北海道太平洋生コン株式会社 札幌工場
事業場の所在地	札幌市
事業の種類	窯業・土石製品製造販売業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和3年4月～令和4年3月

## 産業廃棄物処理計画における目標値

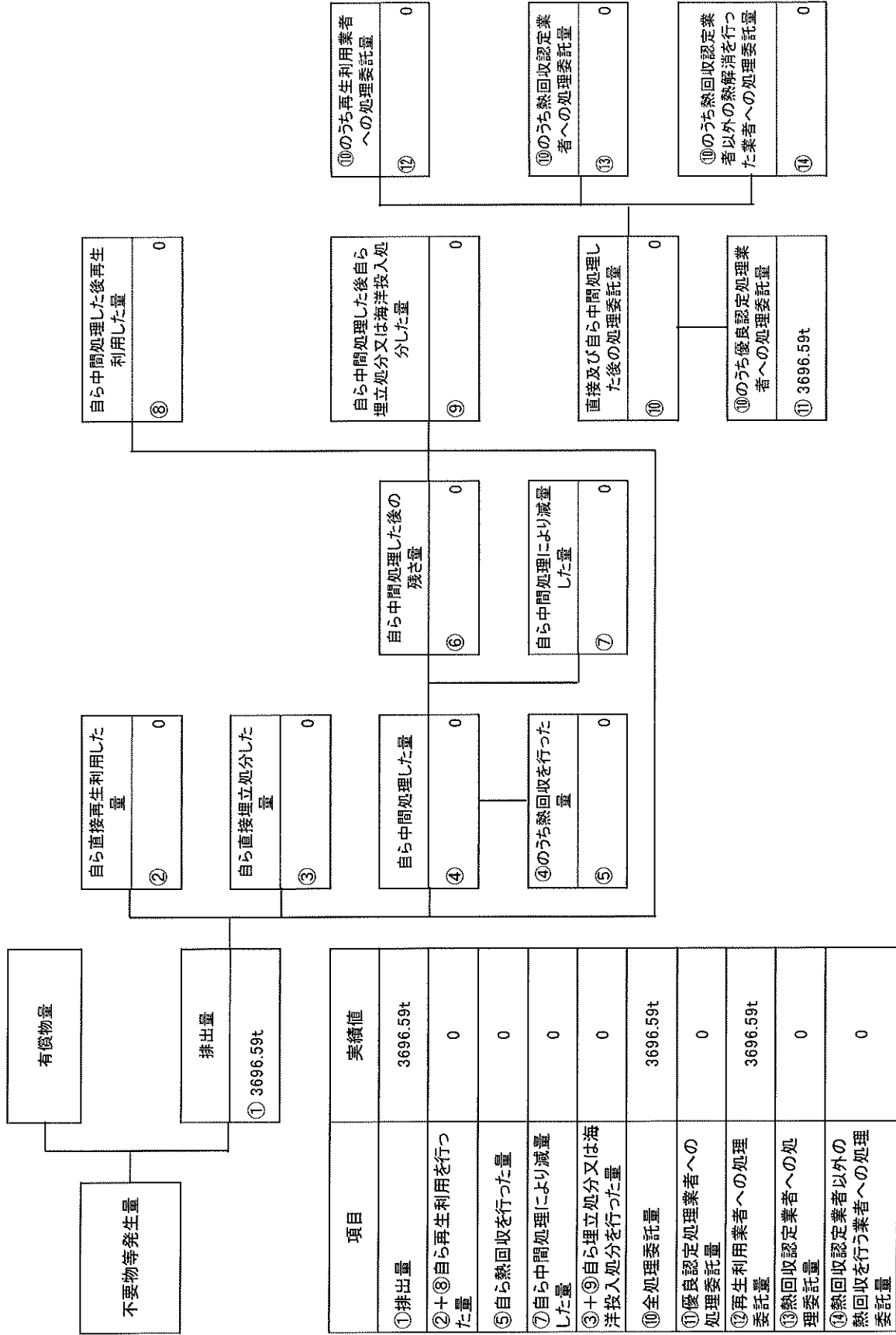
項目	目標値	項目	目標値
排出量	4000 t	全処理委託量	4000 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	0 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	4000 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

※事務処理欄

(日本工業規格 A列4番)

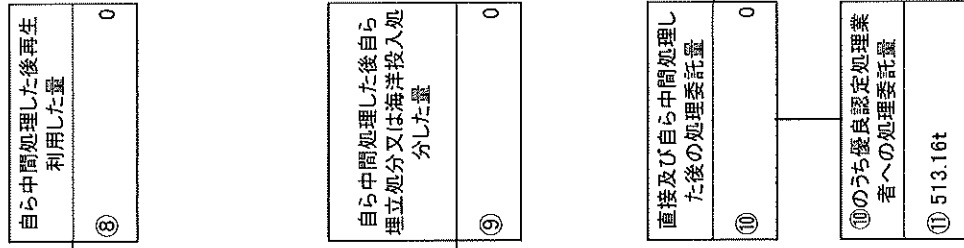
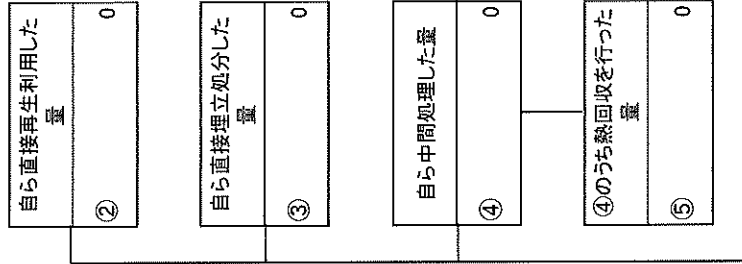
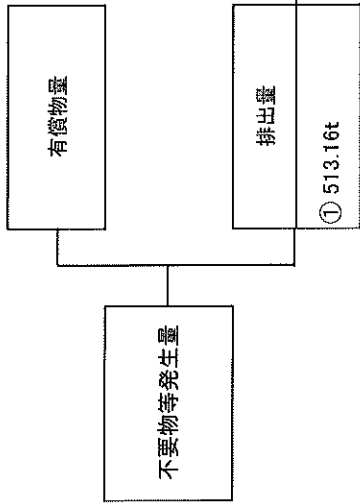


計画の実施状況 (産業廃棄物の種類:コンクリートくず)



項目	実績値
①排出量	3696.59t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑤自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	3696.59t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	3696.59t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 汚泥)



項目	実績値
①排出量	513.16t
②+③自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑤自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	513.16t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	513.16t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

⑧自ら中間処理した後再生利用した量	0
⑨自ら中間処理した後埋立処分又は海洋投入処分した量	0
⑩のうち再生利用業者への処理委託量	0
⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	0
⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑪ 513.16t
⑩のうち熱回収認定業者以外の熱解消を行った業者への処理委託量	⑬ 0

自ら中間処理した後の残存量	⑥ 0
自ら中間処理しなかった後の熱回収を行った量	⑦ 0
自ら直接再生利用した量	② 0
自ら直接埋立処分した量	③ 0
自ら中間処理した量	④ 0
④のうち熱回収を行った量	⑤ 0

札幌市長様

報告者 北海道太平洋生コン株式会社  
 住所 札幌市東区苗穂町1丁目2番1号  
 氏名 代表取締役 井町 孝彦  
 (法人にあっては本店・支店所在地、名称及び代表者の役職並びに氏名)  
 電話番号 011-731-1101

担当者 神本 邦男 (所属) 札幌工場 (連絡先TEL) 011-731-1121

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和元年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		北海道太平洋生コン株式会社 札幌工場		業種	産業・土石製品製造業		
事業場の所在地		札幌市東区苗穂町1丁目2番1号		電話番号	011-731-1121		
番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	運搬受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	コンクリートくず	3696.59 t	184	0100015954	夕張郡長沼町北町2丁目2-3	北海羽田コンクリート(株)	夕張郡長沼町北町2丁目2-3
2	汚泥	513.16 t	66	00100046252	札幌市北区北丘珠1-3-654-13	オデッサテクノス(株)	札幌市北区北丘珠1-3-654-13
3							
4							
5							

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。